

チャイルドシートを借用される方へ

# お 願 い

ご利用の前に以下の遵守義務、貸出条件を確認してください。

## 〈遵守義務〉

- ①使用説明書を確認後、正しく装着し、常に良好なる管理のもと安全を確認のうえ使用してください。
  - ・使用条件(インナークッション・肩ベルトカバーの使い方)を守ってください。
  - ・取り付けができない車や座席では使用できません。
  - ・危険事項、警告事項、注意事項は必ず守ってください。
- ②チャイルドシートの安全性を過信することなく安全運転に努めてください。
- ③チャイルドシート破損等を発見した場合には、直ちに使用を中止してください。

## 〈貸出条件〉

- ①上記遵守義務を守ってください。
- ②貸出時にクリーニング代を支払ってください。(1,000円)
- ③チャイルドシートを転貸したり、または目的外に使用しないでください。
- ④チャイルドシートを故意に損傷したり、または汚損しないでください。
- ⑤チャイルドシートに故障等が発生した場合は、直ちに使用を中止し、届け出てください。
- ⑥チャイルドシートへの損害保険は付加していません。また、使用にあたり、チャイルドシートに起因する事故が発生しても、一切の責任を負いませんので、ご了承ください。

- ・当事業は購入までの一時的な貸出です。(最長1か月)
- ・継続して同一世帯または、同一の乳幼児には貸し出しません。
- ・故意または過失により、チャイルドシートを損傷、または紛失したときは、現金または相当の対価をもって弁償していただく場合があります。

返却日                      年                      月                      日 (                      )

社会福祉法人 遠賀町社会福祉協議会

※この事業は、歳末たすけあい募金を財源に運営しています。